

## 一般社団法人日本人間工学会研究奨励賞 選考及び授与規程

### 第1条 (本賞の目的)

本賞は、若手研究者を中心になされた将来性を期待しえる研究成果について表彰することで、当該研究あるいは当該研究者の今後の発展を奨励するものである。

### 第2条 (本賞の対象)

本賞は、対象年に一般社団法人日本人間工学会誌「人間工学」誌上に掲載されたすべての原著・資料・技術報告のうち、第1条の目的に合致する論文に対して授与されるものとする。なお、論文の分野・テーマは問わないが、筆頭著者は本学会会員かつ編集委員会受理日に39歳以下であることを条件とする。

### 第3条 (対象者の除外)

第1条の「本賞の目的」に照らして、過去に本賞を受賞した者は受賞資格を有しない。

### 第4条 (本賞の内容)

本賞の内容は、賞状及び副賞2万円(図書カードで支給)とする。

### 第5条 (選考主体)

本賞の選考は、表彰委員会委員長を議長とする研究奨励賞選考会(以下、選考会)で行う。

### 第6条 (選考方法)

別に定める細則に従って選考を行う。

- (1) その年に一般社団法人日本人間工学会誌「人間工学」誌上に掲載されたすべての原著・資料・技術報告の中から、本賞の目的等を踏まえ、選考会で授与論文を選考し、理事会の議を経て決定する。
- (2) 授与論文は2編以内とし、該当なしも可とする。

### 附則

- 1 本規程は2002年4月18日から施行する。
- 2 2008年11月19日改定
- 3 一般社団法人化に伴い2009年11月13日改定
- 4 2010年5月8日改定
- 5 2011年4月1日改定